

令和6年度第1回三春町農業委員会議事録

- 1 令和6年4月15日（月）午後3時23分より三春町役場2階大会議室において令和6年度第1回三春町農業委員会を開催した。
- 2 出席委員 13名
1番 増子 弘子 2番 山口 陽一 3番 渡邊 重吉
4番 大内 将 5番 加藤 不二夫 6番 影山 忠夫
7番 内藤 保次 8番 門馬 稔治 9番 小林 孝
10番 新田 俊男 11番 大津 早苗 12番 本田 儀勇
13番 橋本 正亀
- 3 欠席委員
なし
- 4 推進委員 12名
1番 相川 義則 2番 平沢 善秀 3番 渡辺 恵智郎
4番 佐久間 喜栄 5番 佐久間 正光 6番 山口 裕一
7番 橋本 一三 8番 佐藤 義朗 10番 八木沼 孫一
11番 菅野 栄章 12番 増子 義男 13番 遠藤 毅
- 5 事務局からの出席者 3名
事務局長：遠藤 晃
事務局次長：近内信二
事務局主事：志賀瑞樹
- 6 審議案件
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定について
- 7 事務局より、農業委員会に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第3項の規定により過半数が出席したので会議は成立したことを告げた。
- 8 議長指名により議事録署名人を選任した。
1番 増子 弘子 委員 2番 山口 陽一 委員

9 議事

事務局長： それでは、議事に入ります。

会長の議長でよろしく願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長： 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の所有権を移転しようとするものです。
場所は、柴原地内日枝神社から北へ300mのところ、北西へ200mのところ、南へ50mのところ、

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 大内 将 委員、現地調査報告

4月8日午後2時30分から、事務局と私で、現地調査を行い、申請書を確認しました。

申請地は、一部耕作されていない箇所もありましたが、草刈り等が行われ適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No2とNo3については関連がありますので、まとめて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、農地の区分地上権を設定しようとするものです。
場所は込木地内企業局から北へ200mのところ、

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした4番大内委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 4番 大内 将 委員、現地調査報告

4月8日午後2時から、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。

申請地は、太陽光設備が設置され、草刈り等を行われおり、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

6番委員： 込木地区の営農型太陽光と同じ箇所ですか。

事務局： そのとおりです。

議長： その他に質問などありますか。

一同： 質問、意見等なし

議長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。

全員： 異議なし。

議長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可することに決定いたします。

議長： 続いて、No4とNo5については関連がありますので、まとめて事務局の説明を求めます。

事務局： この案件は、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請により、所有権を移転しようとするものです。
場所は南成田一番組集会所から北東へ50mのところ
です。

事務局： (議案説明)

議長： 現地調査をした8番門馬委員から現地調査の結果を報告してください。

委員： 8番 門馬 稔 治 委員、現地調査報告

4月11日午前10時から、事務局と私で現地調査し、申請書を確認しました。

申請地は、農業用倉庫が設置されており、適正に管理されていることから、許可することに異議はないものと認められます。

以上、現地調査の報告といたします。

議長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告について質問・意見はございませんか。

一同： 質問、意見等なし

- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可することにご異議ありませんか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可
することに決定いたします。

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

- 議 長： 「議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局： この案件は、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく許可申請
で、農地を宅地に転用しようとするものです。
場所は熊耳地内鈴木商会から北へ 1 0 0 m のところです。
- 事務局： (議案説明)
- 議 長： 現地調査をした 8 番門馬委員から現地調査の結果を報告し
てください。
- 委 員： 8 番 門 馬 稔 治 委員、現地調査報告
- 委 員： 4 月 1 1 日午前 1 0 時 3 0 分から、事務局と現地調査を行
い、申請書を確認しました。
申請地については、北側を雑種地、南側を原野、東側を町
道を、西側を山林に囲まれています。
周辺に農地は無く、農地の蚕食分断(さんしょくぶんだ
ん)や、日照や通風、周辺農地への影響はないため、この転
用は止むを得ないものと思われま
- 議 長： ただいまの、事務局からの説明及び現地調査結果報告につ
いて質問・意見はございませんか。
- 一 同： 質問、意見等なし
- 議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、許可相当とすることにご異議ありませ
んか。
- 全 員： 異議なし。
- 議 長： 異議がないようですので、この案件を、申請のとおり許可
相当とすることに決定いたします。

議案第 3 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定について

- 議 長： 「議案第 3 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定につ
いて」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局： (議案書に沿って概要説明)

議 長： ただいまの、事務局からの説明について質問・意見はございませんか。

一 同： 質問、意見等なし。

議 長： 質問、意見等ないようですので、採決いたします。
この申請について、異議なしとすることに、ご異議ありませんか。

全 員： 異議なし。

議 長： 異議がないようですので、この案件を、異議なしとすることに決定いたします。

議 長： 本日の審議案件は以上でありますので、第1回三春町農業委員会を終了いたします。

10 令和6年度第1回三春町農業委員会を午後3時50分に閉会した。

本議事録を作成し、ここに相違ないことを認め署名する。

議 長 橋本 正亀

1 番委員 増子 弘子

2 番委員 山口 陽一

5 その他

事務局長： 議事が終了いたしましたので、その他の件に入ります。
まず、次回の総会日程を事務局から説明させます。

(1) 次回委員会総会日程

事務局 次回農業委員会は、5月15日（水）にここ大会議室で農業委員を対象として開催したいと思います。

事務局長： よろしいでしょうか。何もないようでしたら、次回は、5月15日（月）午後3時30分から、ここ、大会議室で行います。

(2) その他

事務局長： 次に、(2) その他に移ります。

まず、1年間の活動スケジュールについて、事務局より説明させます。

① 1年間の活動スケジュールについて

事務局 ○7月～8月にかけて農地パトロールを行う旨の説明
○農地パトロールの説明を7月農委後に行うため、7月農委に推進委員を参集したい旨の説明
○11月農業委員大会に参加する予定（仮）でいる旨
○その他別添スケジュールのとおり

事務局長： ただ今の説明に対して、質問意見などありましたらお願いします。

11番推進委員： 今年度の農地パトロールは紙で行うのですか。

事務局： 基本的には紙での調査を考えておりますが、希望があればタブレットも貸し出すようにしたいと考えております。

議長： その他に質問などありますか。

事務局長： ないようでしたら、次の内容に移ります。

②農地バンクについて

続いて農地バンクについて、事務局より説明させます。

事務局 資料に沿って説明。

事務局長： ただ今の説明に対して、質問意見などありましたらお願いします。

一同： 質問意見等なし

6 閉会

事務局長： その他質問ご意見などありますか。

3番委員： 役場第1駐車場について、毎月の農業委員会の際役場に来るといってもいっばいで駐めることが出来ない。駐車している人たちを見ると特に何かをしている様子は無く、ただ居座っているだけのようである。また、小学生の迎えも多々見受けられるが、もっと駐車しやすいように対応策を考えて欲しい。

事務局： 事実確認等行いながら、関係課と共有したいと思います。

議長： その他に質問などありますか。

事務局長： ないようでしたら、本日の農業委員会を閉会いたします。

(午後4時20分閉会)